住宅耐震改修に伴う

固定資産税の減額措置に う

11

7

• • •

□ 企画財政部資産税課家屋係

資産税が二分の一に減額されの一定期間、対象家屋の固定の要件を満たす場合、改修後既存住宅を耐震改修し、次

減額の対象となる 住宅の要件

に建築和五)昭和五十 さ れ 七年一月一日以前 た住宅で あるこ

『三十万円以上の工事であるでに耐震改修が完了した費用成二十七年十二月三十一日ま②平成十八年

れたものであること。

③現行の耐震基準に適合した

減額される期間は、

〜平成二十一年の場合、減①工事完了時期が平成十八のとおりとなります。 のとおりとなります。 期間は翌年度から三年間で が完了 工事完了時期に応じて次元完了した年の翌年度か 3翌年度かは、改修工 減額 八年

額期間は翌年の2工事完了時間

例 額期間は翌年 ③工事完了 ,時期が平成二十 〒度から一年間-七年の場合、 年間

了の場合■平 成 年が減額と 年五 成十一 なり 日に改修完

家屋全体に係る固定資産税の 二分の一が減額されます。

減額を受けるための手続き

たは、エー う必要があります 月以内に資産税課に申告を行 (※注)を添付 減額措置を受けるために 現行の耐震基準に適合 事であることの証明書 改修後三か

認検査機関等になります 建築住宅課、 建築士、 指定確

から二年間でおの場合、減

減額の内容

日二十平方メート減額の範囲は、 、改修の対象となった平方メートル相当分まの範囲は、一戸当たり

(※注) 証明書の発行主体は、

立年度から 一十四年の! 一十四年の! 成二十

ています。 大崎市誕生記念事業を実施

誕生記念事業の一部をご紹介す。これから行われる大崎市を生むことを目的としていまの「交流促進」と「一体感」 します。 をお祝いするとともに、 市民を挙げて大崎市の誕生 新市

七月二十六日水

※五ページ参照

キャッチフレ

当

市を訪れたお客様に「新生市民のみなさんを始め、 れたお客様に「新生大

大崎市誕生記念のロゴマ クを使用 しません か

総務部行政推進課行政管理係

しの きま 心が込められて した」 という、 おもてな

るイ

ベント

を募集します

大崎市誕生記念

の

冠を使

7つの市や町が合併し、

ませんか。

キャ

ッチ

ズやロ

ゴ

市誕生記念」

の冠を載せてなおおさき、大崎

▼ロゴマーク を放っている様子を表し ています。

ありませんが、応募の条件がロゴマーク使用料等の費用はマークの使用を承認します。

七色の虹のように、輝き

一月三日金 開市記念式典

+

記念事業推進期間

平成十九年三月三十一日まで

ようこそ おおさき」

崎市にようこそおいでいただ

新市誕生をPRしていただけ るイベントがありましたら

市民団体や商店会などで、

市民

が参

を有すること ·留意点

③市内に住所や事務所、

店舗

②新市をP

R で 加で

てきるイ

トト

▼応募条件

あります。

序良俗に反するおそれがあるとするもの、事業内容等が公特定の政治・宗教活動を目的 か、
個人が
1 もの、 不適切と判断したものを除き アラダイ できるもののほの 事業者単独の営利活動や また、 記念事業として やほ

そ

○十年間のうちに納付 猶予された分を納付 3/4 半額 全額 免除 免除 免除 (1/4 納付) 半額納付

た加算額がつきます)。 納する場合は経過期間に応じ 年金を増額することが (三年度目以降に追 2/3で 1/3で 1/2で で 計算

(追納) 免除 計算 計算 きる

(残留農薬の検出されやすさによる分類)

•••平成18年4月•5月•6月

免除の継続をしなかった人

半額免除の人など

〇失業などの事由により全額〇半額免除に該当していた人

免除または若年者納付

猶予

していた人

かった人年度以降の継続を希

望し

な翌

の 対象

の対象外

保険料免除制度の種類

可能です

全額免除

根菜類の葉:だいこんの葉等

果菜類:なす、きゅうり等 皮も分析する果実:かんきつ、ぶどう等 皮を分析しない果実:みかん、もも、すいか等 外皮に覆われた作物:稲、麦、大豆等

検出されにくい

(農林水産省:ポジティブリスト制度導入に伴う 生産現場での問題点とその対応より)

検出されやすい

軽量な葉菜類:こまつな、葉ねぎ等

さやも食べる豆類: さやえんどう等 軽量・小型の果実:うめ、すもも等

品を含む)を原則流通禁止に値を超える農産物(農産加工基準値を設定」し、残留基準対してすべての農薬等の残留 平成十 行された る制度です 食品衛生法の改正により 八年五月二十 「あらゆる農産物に リスト制度と 八日に施

除の継続を希望して、全額免申請のとき、翌年度以降も免

ただし、

七年度の免除

当していた人、なかった人や、

半

額免除に該

○免除を受けた期間も老齢基金受給の対象になります。○免除や猶予を受けた期間は

により

免除になっていた人ないた人、失業者の特例

します

状況にある場合は、改いで、引き続き納付が八月で免除期間が終了

六月で、

礎年

金に加算され

ます

困難な状況にある場合は、

めて手続きをしてくださ

1/4

免除

(3/4 納付)

5/6で

計算

免除申請の手続きが必要な

7月-8月-9月-10月

免除申請の手続きが必要です

合

前年の所得により免除に該当する場合継続します

・こ亥当していた人が、翌 ○全額免除または若年者納付 たが却下になっていた人

〇十七年 いなかっ

免除申請をし

度に免除

申請を

して

全額を納付した場合と比較して

手続きをする必要がありまは、毎年七月から新年度分の国民年金保険料の免除申請

通知

七年度に免除 します)

の継

続をし

免除

が七月以降継続す

継続し

ない

回から手続きが不要になり

ŧ

(三十歳未満の方のみ)

(継続審査を行い結果を

当していた人については、今除または若年者納付猶予に該

若年者納付猶予

·・・

全額が猶予され

国民年金保険料の納付が困難な人

免除申請の手続きはお済ですか

申請窓口

古川社会保険事務所 6231200市民生活部市民課・各総合支所市民生活課

額

四分の三を納付すること

に応じて

四分の

残り

が免除されます。

七月

から

部免除

(一部納付)

すべての農薬の残留基準値が設定されましたあらゆる農産物に対して

または各総合支所農政担当課 産業経済部農林振興課農産係

23 7

9

0

制度施

保険料の全額が免除され

ま

▼ポジティブリスト制度の施

り、ポジテ からの輸入食品にも国内とり、国内食品だけでなく外 国内と同なく外国-制度によ

> マって作られた農作物はす▼農薬の使用方法を正し て安全です

安心の実現が期待されてい 今後のさらなる食の安全 ま

なります。

基準が適用さ

れることに

べく

されており、 せん。 基準値を超えることは 農薬を正しく使用すること ても定められています これており、使用方法についい、農薬取締法に基づき登録日本国内で使用する農薬 日本国内 ノリスト制度の の で、 ń まの

地下部にある作物:いも類、根菜類の根部等

7 広報 おおさき 2006-7

2